

営業時間短縮等協力金 FAQ

【松山市以外の市町】

令和3年4月22日
愛媛県

目次

1. 営業時間短縮等協力金について	1
Q1 営業時間短縮等協力金の内容は？	1
Q2 協力金の対象店舗と要請期間は？	1
Q3 協力金の対象店舗と要請期間は？	2
Q4 協力金の額は？	3
Q5 協力金の金額計算における1日当たりの売上高とは？	3
Q6 協力金の金額計算における1日当たりの売上高減少額とは？	3
Q7 月ごとの売上高はどのように確認すればいいか。	4
Q8 開店1年未満の店舗はどのように売上高を算出するのか。	4
Q9 中小企業の定義は何か。	4
Q10 なぜ、松山市内とその他の市町で最低金額の基準が異なるのか。	4
Q11 なぜ、これまで一律だった協力金を規模別に変更したのか。	4
Q12 なぜ、飲食店だけしか協力金が出ないのか？	5
Q13 協力金は課税対象となるのか？	5
2. 協力金の対象店舗について	5
Q14 時短要請（協力金）の対象業種は？キャバクラやホストクラブなど、いわゆる「夜の店」は？	5
Q15 酒類を提供する飲食店の定義は？	5
Q16 一人客のみの利用に制限するなど、感染リスクを低くした営業をする場合、時短営業をしなくても協力金の対象となるか？	5
Q17 酒類の販売をしていない飲食店は、今回の協力金の対象となるのか？	5
Q18 店として酒類の提供はやめるが、客が持ち込んだ場合はどうか？	6
Q19 旅館やホテルも協力金の対象か？また、客室での飲食の提供（部屋食、ルームサービス）は、どうなるのか？	6
Q20 酒類を提供している温泉施設であるが、協力金の対象か？	6
3. 協力金の対象となる営業時間等について	6
Q21 事前に予約が入っているので、時短要請期間の途中から要請に応じても問題ないか？	6
Q22 休業日を増やすなどして、休業と営業（時短ではなく通常営業）を繰り返す方法	

でもよいか？	6
Q23 日～木は時短、金・土は通常の営業を行ってもよいか？	7
Q24 店舗内での飲食の提供とデリバリー（テイクアウト）の両方を行っているが、デリバリー（テイクアウト）のみ 21 時以降も営業することは可能か？	7
Q25 要請期間中、テイクアウトのみに切り替えた店は協力金の対象になるのか？	7
Q26 従来の営業時間は 24 時までで、時短要請以前から感染防止のため夜間の営業を止め、営業時間をランチタイムの 15 時までとしたのだが、このような場合は対象となるか？	7
Q27 露天商（屋台）やキッチンカーも飲食を提供しているので、時短営業を行った場合、協力金の対象となるのか？	7
Q28 4 月 27 日以降にオープンした店舗は、協力金の対象となるのか？	7
4. 協力金の申請について.....	8
Q29 協力金の申請はどこで受け付けるのか。また、いつから受け付けを開始するのか。...	8
Q30 協力金の申請にあたり、必要な書類は何か。	8
Q31 申請は店舗ごとか、事業者ごとか。	8
5. 問い合わせ先等.....	8
Q32 協力金に係る問い合わせ先はどこか	8

1. 営業時間短縮等協力金について

Q1 営業時間短縮等協力金の内容は？

A 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため下記の期間、酒類の提供は20時30分まで、営業時間は21時までとしていただくよう、酒類を提供する飲食店等に対し、愛媛県から営業時間短縮要請が行われました。

それに伴い、要請期間中に営業時間の短縮や休業に協力した飲食店などに協力金を給付します。

要請期間	令和3年4月26日月曜日から令和3年5月19日水曜日
------	----------------------------

Q2 協力金の対象店舗と要請期間は？

A ●食品衛生法に基づく飲食店営業許可を要請期間以前から得ており、また、要請期間中、営業許可が有効であること

※「飲食店営業許可」（各保健所が許可）を受けている店舗とは、令和3年4月26日～5月19日の全期間で有効な飲食店営業の許可を受けている店舗のことを指します。

●通常営業時、21時以降も営業し、また20時30分から翌日11時までの間に酒類の提供を行っていること（キャバレー、ホストクラブ、カラオケ、ライブハウス等を含む）

※性風俗関連特殊営業を行う店舗または暴力団、暴力団員と関係があるような店舗などは対象外

●屋内に常設の飲食スペースを設けていること

●酒類を提供していること

Q3 協力金の対象店舗と要請期間は？

A 何点か質問しますので、順番にお答えください。

食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗を営んでいる個人事業者または法人ですか？

↓ はい

その店舗では通常営業時に、20時30分から翌日11時までの間に酒類を提供していますか？

いいえ

↓ はい

屋内に常設の飲食スペースがある店舗ですか？

いいえ

↓ はい

性風俗関連特殊営業を行う店舗または暴力団や暴力団員と関係があるような店舗などではありませんか？

いいえ

↓ はい

要請期間中^{※1}、連続して^{※2}営業時間短縮または休業を実施しますか？または実施しましたか？

※1 令和3年4月26日から5月19日

※2 実施開始日以降に中断していないこと

いいえ

↓ はい

要請期間中の営業時間を5時から21時までの間とし、酒類の提供は11時から20時30分までの間としますか？

いいえ

↓ はい

協力金の対象です。
申請が可能です。

協力金の対象外です。
申請できません。

いいえ

Q4 協力金の額は？

A 4/21 時点での国の資料では、次の計算方法が示されているので目安としてください。

① 中小企業（売上高方式）

前年度又は前々年度の 1 日当たり売上高に応じた金額

前年度又は前々年度の 1日当たり売上高	～8万3,333円	8万3,333円～25万円	25万円～
協力金の額	2万5千円×24日	1日当たり売上高×0.3(千円単位に切り上げ)×24日 ※売上高に応じて増加	7万5千円×24日

※中小企業については、以下に示す②の方法も選択可能。

②大企業（売上高減少額方式）

（前年度又は前々年度からの 1 日当たり売上高減少額×0.4（千円単位に切り上げ））×24 日

※下線部の上限額は、20 万円又は

前年度若しくは前々年度の 1 日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額

Q5 協力金の金額計算における 1 日当たりの売上高とは？

A 4/21 時点での国の資料では、次の計算方法が示されているので目安としてください。

「前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の
売上高÷当該月の日数」

※今回の要請であれば、

「2019 年又は 2020 年 4 月、5 月の売上高の合計 ÷ 61 日」

上記で算出できない場合は、年間売上高÷365 でも構いません。

Q6 協力金の金額計算における 1 日当たりの売上高減少額とは？

A 4/21 時点での国の資料では、次の計算方法が示されているので目安としてください。

「（前年度又は前々年度の時短要請月と同じ月の売上高 -
当該年度の時短要請月の売上高） ÷ 当該月の日数」

※今回の要請であれば、

（2019 年又は 2020 年 4 月、5 月の売上高の合計 - 2021 年 4 月、5 月の売上高の合計） ÷ 61 日

Q7 月ごとの売上高はどのように確認すればいいか。

A 4/21 時点での国の資料では、

- ・法人税の確定申告書別表の一の控え（法人）
- ・法人事業概況説明書（月別売上高、兼業割合）の控え等（法人）
- ・所得税の確定申告書第一表の控え（個人）
- ・青色申告決算書（月別売上高）の控え等（個人）
- ・共通・売上帳等の帳簿の写し（共通）

などにより確認することを想定しています。

Q8 開店 1 年未満の店舗はどのように売上高を算出するのか。

A 4/21 時点での国の資料では、

- ・開店以来の売上高等を基準に金額を算定することを認める。

と記載されており、

「開店以来の売上高÷開店以来の日数」などにより算出することが想定されます。

※詳細は確認中。

Q9 中小企業の定義は何か。

A 「中小企業は、飲食業については、資本金等の額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人。カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人。」（中小企業法第 2 条第 1 項）

Q10 なぜ、松山市内とその他の市町で最低金額の基準が異なるのか。

A 営業可能な時間を松山市以外の市町では 21 時（酒類を提供できる時間は 20 時 30 分）までとしているのに対し、松山市内は、まん延防止等重点措置並みの強い制限を要請しており、20 時（酒類を提供できる時間は 19 時）までとしているためです。

Q11 なぜ、これまで一律だった協力金を規模別に変更したのか。

A 先般、協力金に関する国の基準が規模別に変更されたためです。（国の交付金を活用するため、国のルールに合わせている。）

Q12 なぜ、飲食店だけしか協力金が出ないのか？

A これまでの感染事例などから酒類を伴う飲食のシーンで感染リスクが高いため、集中的に対策を行わなければならないという観点から、酒類を提供する飲食店のみが対象となっています。

Q13 協力金は課税対象となるのか？

A 課税対象です。なお、税の申告については、お近くの税務署にお問い合わせください。

2. 協力金の対象店舗について

Q14 時短要請（協力金）の対象業種は？キャバクラやホストクラブなど、いわゆる「夜の店」は？

A 酒類を提供する飲食店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けた店舗）が、営業時間短縮（営業時間：5時から21時まで、酒類提供：11時から20時30分まで）要請の対象となります。キャバクラやホストクラブ、カラオケ、ライブハウスも対象です。性風俗関連は対象外です。

Q15 酒類を提供する飲食店の定義は？

A 屋内に常設の飲食スペースを設けて、客に飲食させる営業を行っている店舗で、食品衛生法 52 条の規定により飲食店営業許可を受けている店舗です（喫茶店営業許可ではお酒が提供できないため不可）。

Q16 一人客のみの利用に制限するなど、感染リスクを低くした営業をする場合、時短営業をしなくても協力金の対象となるか？

A なりません。

Q17 酒類の販売をしていない飲食店は、今回の協力金の対象となるのか？

A 食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業を行っている店舗で、食品衛生法 52 条の規定により許可を受けている店舗であっても、普段から酒類を提供しない飲食店は時短要請（協力金）の対象外となります。

Q18 店として酒類の提供はやめるが、客が持ち込んだ場合はどうか？

A 11 時より前又は、20 時 30 分より後に酒類の持ち込みにより、飲食させている場合は協力金の対象とはなりません。

Q19 旅館やホテルも協力金の対象か？また、客室での飲食の提供（部屋食、ルームサービス）は、どうなるのか？

A 食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業を行っている施設で、食品衛生法 52 条の規定により許可を受けている場合は、対象になります。

ただし、客室での飲食の提供（部屋食、ルームサービス）については、屋内の常設の飲食スペースではないことから、提供は可能であり、対象外になります。

Q20 酒類を提供している温泉施設であるが、協力金の対象か？

A 食品衛生法の許可を受けた施設である場合は、対象となります。なお、酒類の提供を行うスペースが施設の中で明確にされている場合は、そのスペースのみを対象とします。

※温泉施設において、温浴エリアの営業は可

※旅館等において、宿泊そのものの営業は可

3. 協力金の対象となる営業時間等について

Q21 事前に予約が入っているので、時短要請期間の途中から要請に応じても問題ないか？

A 協力金は、全期間、時短営業（休業も含む）に応じた飲食店のみが対象となりますので、期間の途中から要請に応じた場合や、期間の途中に 1 日でも通常営業（21 時以降の営業）を行った場合は対象外です。

感染の拡大を食い止め、早期の要請解除を行うため、要請期間すべてで時短営業をお願いします。

Q22 休業日を増やすなどして、休業と営業（時短ではなく通常営業）を繰り返す方法でもよいか？

A 協力金は、全期間、時短営業（休業も含む）に応じた飲食店のみが対象となりますので、期間中に通常営業（21 時以降の営業）を行った場合は対象外です。

今回の要請は、感染拡大を防止するために実施するものであり、要請期間すべてで時短営業をお願いします。

Q23 日～木は時短、金・土は通常の営業を行ってもよいか？

A 協力金は、全期間、時短営業（休業も含む）に応じた飲食店のみが対象となりますので、期間中に通常営業（21 時以降の営業）を行った場合は対象外です。

今回の要請は、感染拡大を防止するために実施するものであり、要請期間すべてで時短営業をお願いします。

Q24 店舗内での飲食の提供とデリバリー（テイクアウト）の両方を行っているが、デリバリー（テイクアウト）のみ 21 時以降も営業することは可能か？

A 店舗内での酒類の提供を 20 時 30 分でやめ、21 時までに飲食スペースでの営業を終了した後にデリバリー（テイクアウト）のみ 21 時以降営業することは、要請に応じたことになり、協力金の対象となります。

Q25 要請期間中、テイクアウトのみに切り替えた店は協力金の対象になるのか？

A 時短要請に応じたことになり、協力金の対象となります。

Q26 従来の営業時間は 24 時までで、時短要請以前から感染防止のため夜間の営業を止め、営業時間をランチタイムの 15 時までとしたのだが、このような場合は対象となるか？

A 夜間休業の目的が感染症対策であることから、従来の営業時に酒類を提供していた場合は、時短営業の扱いとなり、協力金の対象となります。

なお、従来の営業時に酒類を提供していなかった場合は、時短要請の対象外となり、協力金も対象外です。

Q27 露天商（屋台）やキッチンカーも飲食を提供しているので、時短営業を行った場合、協力金の対象となるのか？

A 「酒類を提供し、屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗」を対象としているので、これに該当しない露天商（屋台）やキッチンカーは対象外です。

Q28 4 月 27 日以降にオープンした店舗は、協力金の対象となるのか？

A 協力金は、全期間、時短営業（休業も含む）に応じた飲食店のみが対象となりますので、期間途中でオープンしたお店は協力金の対象外です。

4. 協力金の申請について

Q29 協力金の申請はどこで受け付けるのか。また、いつから受け付けを開始するのか。

A 協力金の受け付け及び支給は、各市町で行います。

現在、申請の受付方法等、制度の詳細を詰めているところですが、協力金の支給に当たっては売上確認等も必要であり、期間終了後の申請受け付けを想定しています。詳細が定まったら、各市町からホームページ等で案内します。

Q30 協力金の申請にあたり、必要な書類は何か。

A 現在、申請の受付方法等、制度の詳細を詰めているところであり、必要な書類等の詳細が定まったら、各市町からホームページ等で案内します。

Q31 申請は店舗ごとか、事業者ごとか。

A 現在、申請の受付方法等、制度の詳細を詰めているところであり、詳細が定まったら、各市町からホームページ等で案内します。

5. 問い合わせ先等

Q32 協力金に係る問い合わせ先はどこか

A 各市町にお問い合わせください。